

平成 30 年 9 月 5 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380067

研究課題名(和文) 投資協定の解釈における締約国の役割 WTO紛争解決制度が与える示唆

研究課題名(英文) The Role of Contracting Parties in Interpretation of International Investment Agreements: Lessons from the WTO Dispute Settlement System

研究代表者

石川 知子 (Ishikawa, Tomoko)

名古屋大学・国際開発研究科・准教授

研究者番号：20632392

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、投資家対国の紛争解決(ISDS)に対する批判の高まりを背景に、WTOとの比較という手法により、ISDSシステムが抱える問題を検討し、WTOの紛争解決制度及びその判断例からISDSが得られる示唆を分析することを目的とするものであったところ、この目的は達成できた。発表された研究成果は、編著書1冊を含む共著5冊、雑誌論文5件(うち4件が査読付)、研究発表8件である。

研究成果の概要(英文)：The objective of this project is to assess the grounds of the increasing criticism of the Investor-to-State Dispute Settlement System (ISDS), and examine the implications and lessons the WTO dispute settlement system may provide with the system. This objective was largely fulfilled. This project produced 5 books (one co-edited book and 4 co-authored books), 5 journal articles (4 peer-reviewed) and 8 conference presentations.

研究分野：国際投資法

キーワード：国際法 国際投資 WTO 条約解釈

1. 研究開始当初の背景

近年、外国投資の保護促進に関する国際法上の主要な規律である投資協定システム(ここで「システム」とは、投資保護及び促進のための実体規範及び投資家対国の紛争解決(ISDS)フォーラムである投資仲裁を中心とする紛争解決手続の総体を指す。)に対し、投資受入国の一部が否定的な態度を示すに至っている。このことを示す主な事象として、アルゼンチン及びロシアによる、仲裁判断に基づく賠償義務の不履行、ボリビア、エクアドル、ペネズエラの国際投資紛争解決センター(ICSID)からの脱退及び投資協定の破棄及び見直しへの政策転換、オーストラリア政府による、ISDSを今後締結する貿易協定において規定しない旨の政策表明(2011年4月)等が挙げられる。これら投資協定システムの否定に繋がる動きは、拡大すれば同システムの根幹を揺るがしかねず、この意味で、投資協定システムは現在、潜在的に危機的な状況に直面している。このため、これらの事象の背景にある同システムの問題を究明し、これに対する対処を考察することが、外国投資保護のための最も有用な国際法的枠組みである同システムの維持のため必要となっている。

ISDS 仲裁件数の増加に伴い、同仲裁の「正当性」に関する問題は近年広く認識されるに至り、これに関する先行研究も複数存在する。しかし、これらの先行研究は、ISDS 仲裁において相互に矛盾した仲裁判断が出されることに対する懸念、又は国家の規制措置の適法性につき判断するフォーラムとしてのISDS 仲裁廷の(制度的)適格性に対する懸念につき論じるものであった。

2. 研究の目的

以上を背景に、本研究は、まず、ISDS 仲裁に対する否定的な動きの大きな一因として、仲裁廷による管轄規定及び協定上の義務の(予測不可能な)拡大解釈及びそれに基づく管轄及び義務違反の認定に対する懸念が存在するとの仮説を論証する。その上で、ISDS 仲裁においてかかる解釈アプローチが生じる原因の分析を行う。分析の視座として、投資協定と実体及び法的規律の両面において密接な関係を有するWTO法との比較という手法により、ISDS 仲裁固有の構造及び性質にその原因があるとの議論を展開する。

3. 研究の方法

第1段階: ISDS 仲裁に内在し、顕在化しつつある問題及びその原因の検証。まず、近年の一部の投資受入国による投資協定システムからの撤退の背景に、ISDS 仲裁に対する不信が存在し、その不信の大きな一因に、いくつかの仲裁判断における、管轄条項及び投資保護規定の予測不可能な拡大解釈が存在するとの仮説を論証する。その上で、かかる解釈アプローチが生まれる背景として、これらの仲裁廷が、条約解釈原則の適用において、「文言に表明されている締約国の共通の意図を

発見する」という条約解釈本来の目的を超え、政策的考慮を重視する傾向があることを、仲裁判断の網羅的な検証及び文献の調査分析により論証する。

第2段階: 研究の第1段階で特定した解釈アプローチが、ISDS 仲裁の、国際商事仲裁(又は類似)の規則に基づく手続において、国の規制権限の行使の正当性を争うという、公私「ハイブリッド」な構造及び性質に起因するものであることを、WTOの紛争解決制度との比較という手法により分析し明らかにする。WTO法は、投資協定と実体及び法的規律において重なり合う事柄(例: サービス貿易の「第3モード」は外国直接投資の性質を有する。)を扱いつつ、多数国間で貿易自由化と安定を中心命題としたルールメイキングを行い、これを維持するという点において投資協定と全く異なる性質を有し、この性質がその紛争解決構造(例: 一般理事会による有権解釈、加盟国による紛争への第三者参加、上訴の仕組み)に反映されている点で、有効な比較の視座を提供する。

第3段階: 上記分析に基づき、ISDS 仲裁が、仲裁廷による予測不可能かつ(投資受入国の立場から見て)意図を外れた拡大解釈を生みやすい構造を有しているという問題への対処を考察し、具体的方策を提案する。現段階で想定する議論の要旨は次のとおりである。投資協定の締約国が、協定締結後の事情の変更(仲裁廷による意図を外れた解釈の出現等を含む)に対応するため、その解釈においてより積極的な役割を果たすべきである。ただし、ISDS 仲裁は、紛争当事者(投資受入国及び紛争投資家)と協定当事者(投資受入国及び紛争投資家の母国)が一致しないという特徴があり、仲裁提起後に協定締約国(うち一方は同時に紛争当事者)が、当該仲裁事案において解釈が争われている規定につき事後的な解釈了解を締結し、これが仲裁廷の解釈に影響を与えるという事態は、紛争投資家の合理的な期待に反し、適正手続の保証に反するおそれがある。よって、紛争当事者たる投資家の上記権利と締約国の協定解釈に対する権利とのバランスを実現するための、実現可能かつ実効的な方策が必要となる。具体的には、(NAFTAの自由貿易委員会による解釈を除き)これまで殆ど利用されてこなかった締約国による解釈了解の意義とその限界、amicus 文書等による紛争への第三者参加、解釈確定目的での国対国の仲裁(SSDS 仲裁)の利用可能性(管轄要件としての「法的紛争の存在」の有無が争点となる。)等を検討し、これらが具体的事案において仲裁廷の解釈に与える影響を、ウィーン条約法条約 31 条 3(a)及び(b)の分析を中心に分析する。

4. 研究成果

平成 26 年度は、投資協定における解釈アプローチに存在する問題を浮き彫りにするため、近年の、国の金融取引や国家債務再編に起因する投資協定仲裁を題材として取り上

げ、論文「Collective Action Clauses in Sovereign Bond Contracts and Investment Treaty Arbitration; an Approach to Reconcile the Irreconcilable」(査読付)及び「国家債務再編と投資協定仲裁 - 集団行動条項の検討を中心に - 」を執筆し、学術誌に掲載された。

次に、投資協定仲裁廷が、条約締結国の意図に反する、又は意図を超える条約解釈を行うという問題点を検証し、この問題に対し国がどう対応すべきか(投資協定の条約解釈における国の役割)を考察した論文「Keeping Interpretation in Investment Treaty Arbitration 'on Track': The Role of State Parties」を執筆し、Reshaping the Investor-State Dispute Settlement System: Journeys for the 21st Century, (Brill/Nijhoff, 2015-02)の1章として出版した。同論文につき2015年2月にシンポジウム発表も行った。

投資協定の解釈に関する問題として、さらに、いくつかの投資協定仲裁廷による「最恵国待遇義務」の解釈を批判的に考察する論文「Interpreting the most-favoured-nation clause in investment treaty arbitration: interpretation as a process of creating a n obligation?」を執筆し、Rethinking International Law and Justice (Ashgate, 2015-01)の1章として出版した。

平成27年度は、研究の第2段階として、WTO法における紛争解決手続と投資仲裁との間の現状比較を通じ、前者が効率的かつ正当性を有する国際的紛争解決機関として広い支持を獲得してきたことに対し、後者に対する批判と懸念がますます高まっている現象、及びその原因の一つに、両者の条約解釈アプローチの相違があるとの仮説を検証し、学会"2015 Taipei International Conference on Arbitration and Mediation"(国立台湾大学)で発表するとともに、その結果を論文"The Principle of Effective Interpretation in the World Trade Organization and Investment Arbitration: Difference in Parameters?"として執筆し、Contemporary Asia Arbitration Journalに掲載した。同テーマでの学会発表として、ほかに、"Balancing Investment Protection and Public Policy Goals: the Role of Dispute Settlement"とのタイトルで、Asia FDI Forum 2015 (Chinese University of Hong Kong)で発表した。さらに、同テーマにつき、谷口安平京都大学名誉教授との共著で、"Balancing Investment Protection and Other Public Policy Goals; Lessons from World Trade Organization (WTO) Jurisprudence"を執筆し、本論文は、2016年度に、Julien Chaisse 他編、A "Liber Amicorum": Mitsuo Matsushita, A Critical Assessment of the International Economic Law and Governance (オックスフォード大学出版会)の章として

出版した。

平成28年度は、国際経済法学会2016年研究大会において「投資紛争解決制度の再考察 - WTO 紛争解決・国際商事仲裁との比較が与える示唆」というセッションを企画し、元WTO上級委員を含む招聘研究者と共に発表を行った(申請者の報告タイトルは「投資仲裁における条約解釈」)。成果は論文(「投資仲裁における効果的解釈原則 WTO 紛争解決が与える示唆 - 」)として、国際経済法学会年報第26号(2017年)に掲載予定。国際商事法研究所主催のセミナーにおいて、上記招聘研究者等とともに、「グローバル経済下の貿易と投資をめぐる、二国間、地域的、又は多国間ルールと紛争解決制度」というセミナーを行った。Association of Pacific Rim Universities主催の「APRU 2016 Digital Economy Summer Seminar」において、「TPP and the Digital Economy in Asia」という題目で招待講演を行った。シドニー大学主催の「SCIL Symposium: International Investment Arbitration Across Asia」において、「A Japanese Perspective on International Investment Agreements: Recent Developments」という題目で招待講演を行った。本科研費のテーマに関連する論文を2016年度に2本発表した(いずれも査読付)。

平成30年度は、本研究課題に関連する繰り越し年度の活動として、2017年05月18日~2017年05月19日、Asian Law Instituteが主催する学会14th ASLI Conference: A Uniting Force? 'Asian Values' and the Law (フィリピン、マニラ)において、「The Emergence of China's Investment Rule-Making Leadership in Asia」のタイトルで発表を行い、WTOから地域主義への移行という問題、その中での日本の役割につき検討した。同発表の成果は、論文「A Japanese Perspective on International Investment Agreements: Recent Developments」として、Julien Chaisse, Luke Nottage (eds.) International Investment Treaties and Arbitration Across Asia (Brill/Nijhoff) (2018)において出版されている。

その他、本研究に関連し、編著書 Julien Chaisse, Tomoko Ishikawa and Sufian Jusoh (eds.) Asia's Changing International Investment Regime: Sustainability, Regionalization, and Arbitration (Springer 2017)を出版した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

1. 「投資仲裁における効果的解釈原則 WTO 紛争解決が与える示唆 - 」日本国際

- 経済法学会年報 26 卷 (2017 年) 6-26 頁
2. The Rise of the Notion of Illegitimate Debt: a Comment on “Rethinking Sovereign Debt: Politics, Reputation, and Legitimacy in Modern Finance” by Odette Lienau, 6(3) Accounting, Economics and Law: A Convivium (Walter de Gruyter, 2016) pp. 189-217
 3. The Principle of Effective Interpretation in the World Trade Organization and Investment Arbitration: Difference in Parameters?, 8(2) Contemporary Asia Arbitration Journal (The Chinese Arbitration Association, 2015) pp. 267-298
 4. Japan’s Ambitious International Investment Agreement Policy - Laying the Groundwork for Future Disputes?, Transnational Dispute Management (Maris B.V., 2015 Issue 1) pp. 1-27 (Co-authored with Jonathan Stoel and Michael Jacobson)
 5. Collective Action Clauses in Sovereign Bond Contracts and Investment Treaty Arbitration - an Approach to Reconcile the Irreconcilable, 3(3) Accounting, Economics and Law: A Convivium (Walter de Gruyter, 2014) pp. 63-98

〔学会発表〕(計 8 件)

1. 2017 年 12 月 08 日 The Future of Asian Trade Deals and IP (Singapore Management University, School of Law) 発表題名: “Reforming International Investment Arbitration”
2. 2017 年 10 月 20 日 Twenty Ninth Investment Treaty Forum Public Conference: Treaty Law Issues in International Investment Law (British Institute of International and Comparative Studies) 発表題名 “Extraneous Legal Rules and Third Parties in Treaty Interpretation”
3. 2017 年 05 月 18 日 ~2017 年 05 月 19 日 14th ASLI Conference: A Uniting Force? ‘Asian Values’ and the Law (Asian Law Institute) 発表題名 “The Emergence of China’s Investment Rule-Making Leadership in Asia”
4. 2017 年 02 月 16 日 SCIL/ CAPLUS Symposium: International Investment Arbitration Across Asia (The University of Sydney) 発表題名 “A Japanese Perspective on International Investment Agreements: Recent Developments”
5. 2016 年 10 月 16 日 国際経済法学会 2016 年研究大会(小樽商科大学)発表題名「投資協定における条約解釈」

6. 2016 年 04 月 18 日 国際通商法研究会(国際商事法研究所) 発表題名「わが国の投資協定政策の変遷と TPP 投資章」
7. 2015 年 11 月 26 日 ICSID AT 50: the Evolution of International Investment Treaties and Dispute Resolution(ICSID, Xi'an Jiaotong University) 発表題名 “Japanese Perspective on International Investment Agreements”
8. 2015 年 11 月 05 日 ~2015 年 11 月 06 日 Asia FDI Forum(Chinese University of Hong Kong) 発表題名 “Balancing Investment Protection and Public Policy Goals: the Role of Dispute Settlement”

〔図書〕(計 5 件)

1. Julien Chaisse, Tomoko Ishikawa and Sufian Jusoh (eds.) Asia’s Changing International Investment Regime: Sustainability, Regionalization, and Arbitration (Springer 2017)
2. “A Japanese Perspective on International Investment Agreements: Recent Developments”, in J. Chaisse and L. Nottage (eds.) International Investment Treaties and Arbitration Across Asia (Brill/Nijhoff, 2018) pp. 513-543
3. “Balancing Investment Protection and Other Public Policy Goals - Lessons from World Trade Organization (WTO) Jurisprudence”, in J. Chaisse and Tsai-yu Lin (eds.) International Economic Law and Governance: Essays in Honour of Mitsuo Matsushita (OUP, 2016) pp. 68-93 (co-authored with Professor Yasuhei Taniguchi)
4. Keeping Interpretation in Investment Treaty Arbitration on Track: The Role of States Parties, in J. Kalicki and A. Joubin-Bret (eds.) Reshaping the Investor-State Dispute Settlement System: Journeys for the 21st Century (Brill/Nijhoff, 2015) pp. 115-149
5. Interpreting the Most-favoured-nation Clause in Investment Treaty Arbitration: Interpretation as a Process of Creating an Obligation?, in C. Sampford et al., (eds.) Rethinking International Law and Justice (Ashgate, 2015) pp. 127-148

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:
 発明者:
 権利者:
 種類:
 番号:

出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石川知子 (Tomoko Ishikawa)
名古屋大学大学院国際開発研究科 准教授
研究者番号：20632392

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()